令和８年（フ）第３８４３号
東京都板橋区弥生町34―２―101
破産者　安藤置佳子（旧姓竹野）
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９０２号
千葉県船橋市前原西６丁目１　３棟603
破産者　日暮　章智
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９１１号
東京都足立区青井６丁目７―18―204
破産者　安藤　淳一
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２６号
東京都北区滝野川５丁目46―12―203
破産者　松橋　勝也
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９３３号
東京都北区浮間３丁目１―26―303
破産者　熊谷　美月
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９３５号
東京都八王子市三崎町５―16―612
破産者　東　　義紀
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９４９号
東京都足立区西新井本町１丁目９―７―303
破産者　砂田　英明
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９５１号
東京都足立区綾瀬６丁目５番16―408号
破産者　高橋　見和
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９６２号
東京都北区上十条５丁目34―３―101
破産者　矢田目　剛
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９８５号
東京都台東区千束２丁目30―７　マンションＫ２　401
破産者　入江　早苗
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９８６号
東京都新宿区市谷左内町11―301
破産者　佐藤　真一
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９８７号
東京都墨田区八広４丁目５―16―202
破産者　嶋崎　優莉
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０２８号
東京都あきる野市油平11―１―103
破産者　浦野　一巳
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０２９号
東京都足立区中央本町２丁目１―６
破産者　渡邉エリナ（旧姓斉藤）
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０３７号
東京都中野区松が丘２丁目14―３　Ｖｉｌｌａｇｅ Ｐａｄｄｙ　３Ｃ
破産者　後藤　賢也
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０４１号
東京都八王子市東浅川町961
破産者　加藤　敬広
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０４３号
東京都世田谷区砧２丁目21―２―205
破産者　横山　　諒
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０４５号
東京都新宿区弁天町174
破産者　野見山昭寿
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０５４号
東京都北区昭和町２丁目１―５―104
破産者　貝原　直人
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０９１号
東京都練馬区中村３丁目21―20―205
破産者　小林　　操
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０９３号
東京都足立区梅島３丁目１―３
破産者　山本　隼輔
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０９４号
東京都文京区根津２丁目32―３　村田荘
破産者　柿田　貞実
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部